

平成 28 年 12 月 15 日

美唄市教育委員会

特定非営利活動法人美唄市文化協会

随時監査での指摘事項に係る対応

平成 28 年 9 月 1 日付けで報告された公民館・市民会館の指定管理業務に関する随時監査(以下「随時監査」という。)における指摘事項について、美唄市教育委員会及び特定非営利活動法人美唄市文化協会(以下「文化協会」という。)で、次のとおり確認するとともに、必要な対応を取りまとめました。

随時監査での指摘事項

<教育委員会生涯学習課関係分>

No.	指摘事項・報告書該当ページ	確認内容	対応
1	人件費について、教育委員会の積算に比して著しく乖離(支出増)があったことを確認した。この乖離については、適正な指導・指示をしていけば防げたものであり、これにより累積欠損金も大幅に減じられたものと推測される。P17	平成 25 年度に文化協会が人件費を見直した理由としては、臨時職員については、労働契約法の改正を受け、雇用の安定と人材確保の観点から、法に則った対応をし、また、別の 1 名の給与見直しについては、民間の従業員給与との均衡を勘案し、見直されたものです。人件費の決定については、理事会での審議を経て決定されており、手続上の問題はないものの、教育委員会と事前協議や市の積算との整合性を図るべきだったと考えます。 なお、欠損金(赤字)が生じた要因としては、利用料収入の減や経費の固定化などの要因も含まれています。 人件費に関する経過は、下表のとおりです。	文化協会では、指摘事項を踏まえ、平成 28 年 12 月から人件費を見直します。 今後、人件費を変更する場合は、教育委員会と文化協会とで事前協議を行い、その決定に当たっては、市の積算との整合性を図ってまいります。

人件費に関する経過

年度	収支計画書 A	実績報告書 B	差額 A-B	市積算 C	差額 B-C
H23	11,070,000 円	9,730,000 円	1,340,000 円	9,464,000 円	266,000 円
24	11,070,000 円	10,306,390 円	763,610 円	9,464,000 円	842,390 円
25	10,415,000 円	11,757,147 円	-1,342,147 円	10,233,000 円	1,524,147 円
26	10,233,000 円	11,897,096 円	-1,664,096 円	10,233,000 円	1,664,096 円
27	10,233,000 円	12,146,792 円	-1,913,792 円	10,233,000 円	1,913,792 円

2	<p>モニタリング調査結果に対する改善策について指導・指示しているか否か、その内容は、提出された書類上において確認できなかった。P18</p>	<p>収支において、赤字の年度が続いていることについて、収入の確保と経費の見直しが必要であることを教育委員会から文化協会に伝えていることを確認しました。</p>	<p>指摘事項を踏まえ、改善策が必要な場合には、文書により教育委員会から文化協会に指示を行うこととします。</p>
3	<p>指定管理者に対する指導・監督体制が極めて不十分であったと判断する。P21</p>	<p>地方自治法第244条の2第10項では、「普通公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる」と規定されており、この規定の範囲で必要な指示を行うこととなります。</p>	<p>平成28年度から、指定管理に係る経理の状況に関して、四半期ごとに教育委員会と文化協会とで確認し、必要な対応について協議していくこととしました。</p> <p>また、上記のとおり、改善策が必要な場合には、文書により指示を行います。</p>
4	<p>定期的に実地検証するとともに、美唄市文化協会に対して赤字経営の改善に向け、徹底指導していくことを要望する。P21</p>		

随時監査での指摘事項

＜特定非営利活動法人 美唄市文化協会分＞

収入関係

No.	指摘事項・報告書該当ページ	確認内容	対応
1	自主事業（イベント関係）の一部経費について、指定管理事業収入（利用料金収入）から支出されていた。P6	教育委員会が確認したところ、利用料金から自主事業への支出はありませんでした。	文化協会では、適正な会計処理を期してまいります。
2	使用料に関して、5割減免に該当しない取扱が多数見受けられた。P8	文化協会では、個別の減免適用に関して、関係規則の規定に該当するか否かを判断するために、教育委員会の内規を基準として判断していたことが確認できました。 教育委員会が5割減免のケースを個別に点検した中では、この内規をもとに5割減免の判断が行われていることを確認しましたが、平成27年度では、該当しないと思われるものが1件ありました。	教育委員会が行政手続条例に基づく審査基準の中で減免対象を明確にし、これを厳正に運用させます。
3	指定管理事業収入の中にイベント収入、補助金収入等、美唄市文化協会の事業収入とすべき収入が複数含まれていた。P11	教育委員会が確認したところ、指定管理事業とその他の収益事業の収入は、適正に区分されていました。	この指摘事項は、文化協会が法人税申告に必要な収益事業全体を集計した「損益計算書」を指定管理事業に限定した集計資料と受け取られたため、誤解が生じたものと思われまます。誤解を生じた原因としては、「損益計算書」の表示に「指定管理収益」としているためと思われることから、文化協会では、この表示を「指定管理収益等」に改めました。

支出関係

No.	指摘事項・報告書該当ページ	確認内容	対応
1	<p>事業費の中で、按分すべき経費が複数含まれていたため、指定管理事業と美唄市文化協会の独自事業とを明確に分離するか、按分する等の決算処理が必要である。P11</p>	<p>教育委員会が確認したところ、指定管理業務とその他の収益事業の支出は、適正に区分されていました。</p>	<p>文化協会では、適正な会計処理を期してまいります。</p>
2	<p>美唄市文化協会は、就業規則を制定し、当該就業規則第25条及び第26条において給与、賞与の支給について、同第30条において退職金の支給について規定しており、これらについては、設立当初から、美唄市文化協会事業の中で人件費を計上してきたものである。</p> <p>しかし、平成19年4月、市民会館・公民館の指定管理者となって以来、美唄市文化協会としての独自事業がある中で、美唄市文化協会は、この人件費⑥（給与・賞与・法定福利費・退職金掛金）について、その全額を指定管理事業から支出しており、会計処理上、不適切と判断する。P12</p>	<p>文化協会が平成19年度に指定管理事業を受託したことに伴い就業規則を定めましたが、これ以前には、文化協会として給与の支払いはありません。したがって、「設立当初から（中略）人件費を計上してきた」との指摘は事実と異なります。</p> <p>市の指定管理費（委託料）積算の中では、人件費（給与・諸手当・賞与）のほかに、諸経費として人件費に一定率を乗じた額を加算しており、法定福利費や退職金掛金に対して、この諸経費を充てることについては問題ありません。</p> <p>また、指定管理事業での文化協会職員の時間外勤務（平日の午後5時15分以降又は土・日・祝日）については、時間外勤務手当の対象となる勤務としています。</p> <p>一方、指定管理事業以外の事業に従事する場合は、指定管理事業に係る勤務時間外での対応であり、従来から、ボランティアとして無償で行われているところです。</p>	<p>文化協会では、適正な会計処理を期してまいります。</p>

3	<p>美唄市文化協会では、平成25年度において、前年度までの累積欠損金が440万円あるにも関わらず、1名の職員について雇用形態を変更（正規職員待遇）したほか、別の1名については給与水準の引き上げを行っていることが関係諸帳簿で確認された。P12</p>	<p>平成25年度の臨時職員の正規職員化は、労働契約法の改正を受け、雇用安定、人材確保の観点から、法に則った対応をしたものです。</p> <p>別の1名については、民間の従業員給与との均衡を勘案し、理事会での適正な手続を経て、見直されたものです。</p>	<p>文化協会では、指摘事項を踏まえ、平成28年12月から人件費を見直します。</p> <p>今後、人件費を変更する場合は、教育委員会と文化協会とで事前協議を行い、その決定に当たっては、市の積算との整合を図ってまいります。</p>
4	<p>指定管理事業と関係しない食堂部門の電気代（業者負担分）については、収入、支出とも水道光熱費として損益計算書（指定管理事業分）に含まれていることから、図書館と同様に分離して会計処理すべきものと判断する。P13</p>	<p>文化協会では、食堂の電気代等については、公民館・市民会館の施設に付随する経費及び収入（預かり金）として、指定管理事業の中で会計処理していました。</p>	<p>食堂に係る電気代等は、平成28年度については、市の積算及び文化協会の収支計画にも指定管理事業の収入として見込んでおり、既にそのような会計処理をしているため、指摘事項を踏まえ、平成29年度から見直しをし、指定管理事業の中に入れて会計処理することとします。</p>
5	<p>公民館拓北分館の水道光熱費を管理諸費で支出しており、当該経費については、全体経費の水道光熱費で支出すべきである。P13</p>	<p>公民館拓北分館の水道光熱費については、公民館・市民会館本館の支出と区分するため、費目を分けており、担当税理士からは、会計処理上、現状の費目で問題ないと説明を受けています。</p>	<p>文化協会では、これまでと同様の会計処理とします。</p>

6	<p>美唄市では、人件費比率の高い清掃、施設管理、草刈、除雪の各委託業務については、最低制限価格を設定し、良質なサービスの確保を図っているところであり、今後、美唄市文化協会においては、これらの事務を参考にしながら経費縮減策に取り組むとともに、教育委員会が、別途、行政財産の目的外許可として、いる食堂施設の継続性も十分鑑み、適切な発注契約に努められたい。P14</p>	<p>食堂は指定管理事業とは関係がなく、教育委員会が行政財産の一部使用許可として使用させているものです。</p> <p>なお、随時監査報告書 P13 水道光熱費の項目では、「指定管理事業と関係しない食堂部門」との記述があり、左記の「食堂施設の継続性も十分鑑み」という指摘とは、整合していません。</p>	<p>地方自治法の規定による予定価格の設定については、同法が NPO には適用されないことから、予定価格に基づいて定める最低制限価格の設定はできませんが、文化協会では、これを参考にし、今後とも、業務を外部に委託をする場合には、適正な発注を行ってまいります。</p>
7	<p>事業費の中に、美唄市文化協会事業として支出するか按分すべき経費が含まれていた。P14、15</p>	<p>教育委員会が確認したところ、按分すべき経費は含まれていませんでした。</p>	<p>文化協会では、適正な会計処理を期してまいります。</p>
8	<p>会議費の中に、美唄市文化協会事業として支出するか按分すべき経費が含まれていた。P15</p>		
9	<p>リース料の積算根拠が不明確で、不適切な会計処理である。P15</p>	<p>教育委員会が確認したところ、この経費は、文化協会の職員が出張する際のマイカーの借上料であり、支出の根拠となる規定も定められていました。</p>	<p>会計処理上問題がないので、文化協会では、これまでと同様とします。</p>
10	<p>接待交際費を指定管理事業で支出することは不適切である。P16</p>	<p>教育委員会が確認したところ、接待交際費は、指定管理事業以外の支出であり、指定管理業務と適正に区分がされてきました。</p>	<p>文化協会では、適正な会計処理を期してまいります。</p>

11	<p>市の所有物に対して、減価償却費を損失計上していることは不適切であるほか、定款の定めのない団体に対しての会費、宣伝広告料など、美唄市文化協会が負担すべき経費の支出が見受けられた。P16</p>	<p>教育委員会が文化協会の財産目録及び償却資産台帳で確認したところ、「市の所有物」と指摘のある大ホールの山台、ステンドグラスの2点については、文化協会の所有物であり、指摘内容は事実と異なります。</p> <p>この2点の償却資産の取得時期及び取得金額は、下表のとおりです。</p> <p>また、「会費」「宣伝広告料」の指摘については、具体的に何を指しているのか不明ですが、教育委員会が確認したところ、指定管理事業の経費と他の収益事業の経費は適正に区分されていました。</p>	<p>文化協会では、適正な会計処理を期してまいります。</p>
----	--	--	---------------------------------

随時監査で指摘があった償却資産

文化協会所有の償却資産名	取得時期	取得金額
山台	平成 19 年 10 月	480,366 円
ステンドグラス	平成 20 年 2 月	620,000 円